

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年2月7日（金）午後2時55分～午後3時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (15名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	欠 席	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	欠 席	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 農業委員 6番 木下浩明 9番 上田美加子（2名）  
農地利用最適化推進委員（0名）

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第4条規定による申請の件

議第2号 農地法第18条第6項について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件

3) 特定農地貸付承認の取消願について

4) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件

報告第3号 農地一時転用願いの件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員13名中11名出席いただいておりますので定足数を満たしておりますので、総会は成立することをご報告致します。上田委員は県のはずせない会議と重なったため、木下委員は風邪のため体調不良で欠席する旨の連絡を頂いてお

ります。なお、推進委員の方は4名全員出席いただいております。

(会長あいさつ)

議長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。  
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、鵜山委員と4番、  
小川委員のお二人を指名しますので、よろしくお願ひ致します。また、議事日程、第  
2、会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名します。それ  
では、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事  
務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1頁、議第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。  
本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請で  
ございます。

番号1番、申請地、大字勝目□□番1(地目)田(現況)畑、□□□㎡、大字勝目  
□□番2(地目)田(現況)畑、□□□㎡、申請人、大字勝目、□□□□、転用目的  
は、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、近鉄浮孔  
駅より□へ約150mのところでございます。この申請は、10年以上前から違反使用  
されていて何らかの是正をしていただかなければ、受付できないという話をさせて  
頂いていたのですが、一部道路として使用されている部分はありますが、顛末書を添  
付されており、会長と事前協議の上、今回受付することとさせていただきます。

以上、議第1号につきましては1件の申請で、いずれも申請に伴う書類等は具備致  
しております。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき  
審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願い致  
します。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1 大字勝目の□□さ  
んの露天駐車場への転用の申請であります。本件は、以前より違反転用状態であった  
ため、是正するよう再三指導し、今回の申請となりました。申請地の現況は、休耕状  
態です。周囲の状況は、北側と西側は宅地、南側は里道、東側は雑種地となっております。  
雨水は、既設の南側水路から排水されます。隣接農地はございません。  
周囲への被害はないものと思われます。農地部会としては妥当な申請であろうという  
審議結果でした。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地  
転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請地の農地区分につきましては、近鉄浮孔駅より300m内に位置し、第3種農  
地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、今回の転用申請の目的から  
して経費はかからないため資金証明は必要がないものと判断致します。次に申請に係  
る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐ着手とい  
うことですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的からして  
妥当であると判断致します。

以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 　ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第1号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

10番 　申請地はかなり以前より違反転用で駐車場として使用されていたところだと思っております。

事務局 　一応始末書は頂いておりますが、状態を一部是正して頂いた上で申請して頂きました。

議 長 　他にありませんか。ないようですので、採決致します。この議第1号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第1号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第2号を議題と致しますが、この案件につきましては、岡本委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

（岡本委員 退出）

事務局から説明をお願いします。

事務局 　議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地 大字奥田□□□番1、（田）□□□㎡、借受人、大字奥田、□□□承継人、□□□□、貸出人、大字奥田、□□□□、解約理由は、借受人死亡のためでございます。

番号2番、申請地 大字曾大根□□□番1、（田）□□□□㎡、借受人、曾大根二丁目、□□ □承継人、□□□□、貸出人、大字曾大根、□□□□□承継人、□□□□解約理由は、借受人死亡のためでございます。

番号3番、申請地 大字藤森□番、（田）□□□□㎡、借受人、大字藤森、□□□□、貸出人、大字藤森、□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。

番号4番、申請地 大字松塚□□□番、（田）□□□㎡、借受人、大字松塚、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。

続きまして2頁に移ります。番号5番、申請地 大字野口□□□番、（田）□□□□㎡、借受人、大字野口、□□□□承継人、□□□□、貸出人、大字野口、□□□□、解約理由は、借受人死亡のためでございます。

番号6番、申請地 大字松塚□□番、（田）□□□□㎡、借受人、大字松塚、□□□□、貸出人、大字松塚、□□ □、解約理由は、規模縮小のためでございます。

番号7番、申請地 大字田井□□□番1、（田）□□□□㎡、□□□番1（田）□□□□㎡、借受人、大字田井、□□ □、貸出人、大字田井、□□□□、解約理由は、規模縮小のためでございます。番号8番、申請地 大字根成柿□□□番1の一部、

（畑）□□□㎡の内□□□㎡、借受人、大字根成柿、□□□□承継人、□□□□、貸出人、大字根成柿、□□□□□、解約理由は、借受人死亡のためでございます。

以上、議第2号につきましては8件の通知でございます。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

議 長 質問等ないようですので、議第2号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

続いて、議第3号を議題と致しますが、議題に入ります前に、岡本委員の入室、着席をお願い致します。また、次の案件につきましては、中江委員の親族が申請人となっている事案ですので、議案審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室して頂きます。

(中江委員 退席、岡本委員 入室、着席)

それでは、事務局から説明願います。

事務局 それでは議案書3ページ、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)□□□□㎡、□□□番1(田)□□□□㎡、□□□番2(田)□□□㎡利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、大字市場、□□□□、利用権を設定する者、名古屋市、□□□□、利用権を設定する農地、大字市場□□□番2(田)□□□□㎡、□□□番4(田)□□㎡、□□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、市の公告日翌日から令和5年1月31日までの約3年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、京都府亀岡市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、令和2年3月1日から令和5年2月28日までの約3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、京都府亀岡市、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番(田)、□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□番2(田)□□□㎡、□□番1(田)□□□㎡、□□番1(田)□□□㎡利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。

整理番号6番、利用権の設定を受ける者、大字吉井、□□□□、利用権を設定する者、大字出、□ □□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)□□□㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間でございます。

整理番号7番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、

鳥取市、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番1（田）1,107㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、市公告日翌日から令和5年1月31日までの約3年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

3番事務局 　2番の□□さんの案件は、一枚いつも草刈りをちゃんとされてないところですね。ご親戚関係で耕作管理をお願いされているもので、申請にこられた時には、適切な草の管理をお願い致しました。

11番議長 　市場の人なので、管理できていない時、私に言って頂ければ指導させていただきます。他にご質問などが無いようですので、採決致します。それでは、議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、議第3号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第4号を議題と致しますが、議題に入ります前に、中江委員の入室、着席をお願い致します。

（中江委員、入室、着席）

議長事務局 　それでは事務局から説明をお願いします。

それでは議案書4ページをお願い致します。

議第4号、その他、1番、畑作転換申請承認の件について説明致します。番号1番、申請地、大字曾大根□□□番2（田）□□□㎡、申請人、曾大根二丁目、□□□□、田から畑への変更でございます。場所は、調査順序表第1番、ホームセンターダイキ新庄高田店より□へ約150mのところでございます。転換理由は、JRの土手の草が茂り、水がたまりやすくなり、米が作りにくいことで、作付計画は野菜を栽培されます。盛土計画は50cm、自己耕作により維持管理をするとのこと。その他の1番、畑作転換申請の承認につきましては1件の申請で、書類上は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願っておりますので、農地部会長より調査結果の報告を願います。

部会長 　それでは農地部会の審議内容を報告させていただきます。番号1大字曾大根 □□□□さんからの申請です。現況は、田の状態野菜を作付けされています。水はけが悪いため、50cm盛り土をする計画です。作付け計画は、主に野菜を栽培されるということです。周囲に影響はないものと思われま。妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、報告させていただきます。

- 議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。
- （なしの声あり）
- 議 長 　ご意見ご質問ないようですので採決致します。
- それでは、議第4号、その他の1番、畑作換申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- （全員挙手）
- 議 長 　全員賛成ですので、議第4号、その他の1番、畑作転換申請については事務局処理に決定致します。
- 次に、議案第4号 その他2番を議題と致します。事務局より説明願います
- 事務局 　議第4号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。
- 番号1番、買取り申出の農地、東雲町□□□番（田）□□□□㎡、申出者及び買取り申出事由の生じた者、□□□□、買取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。
- 本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年1月27日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登録されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。
- 以上の審査の結果、□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、それぞれの申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。
- 議 長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。
- 13番 　この□□さんは、□□□□さんのご親戚の方ですか。生産緑地を解除され転用される予定なのですか。
- 事務局 　おっしゃるとおりご親戚にあたると思います。先月、1筆は□□さんの娘さんに3条で所有権移転されました。遠方にいらっしゃるの処分されておられるのだと思います。
- 議 長 　他にありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の2番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。
- （全員挙手）
- 議 長 　全員賛成ですので、議第5号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第4号、その他の3番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第4号、その他の3番、特定農地貸付承認の取消願について説明致します。本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けの承認を平成27年8月に受けたものを、今回市民農園をやめるため、承認取消の届出をされたものです。

番号1番、申請地、大字市場□□□番1(田)□□□㎡、申出人、大字大中、□□□□、取消事由は、貸付人の高齢により維持管理が困難なためでございます。

番号2番、申請地、大中南町□□□番(田)859㎡、申出人、本郷町、□□□□相続人□□□□□、取消事由は維持管理が困難なためでございます。

以上、特定農地貸付け承認取消願については2件の届出でございます。

議長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

4番 市民農園は、大中や役所の通りの市場でされて、今も借りておられる方がいると思うのですがやめられるのですか。

事務局 現在使用料をとって貸しておられ、借りておられないところの草刈り等の管理が大変で、無料で貸し出すか、やめられるかになると思います。

議長他に何かありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第4号、その他の3番、特定農地貸付承認の取消願について、願い出のとおり取り消すことに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、願い出のとおり取消す事に決定し、事務局処理と致します。

続いて、議第4号、その他4番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書5ページをお願い致します。議第4号、その他4番の専決処分の報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告でございます。今回議案と致しましたのは、令和元年12月26日から令和2年1月25日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、蔵之宮町□□□番1(地目)田(現況)畑、□□□㎡、譲受人、奈良市、□□□□□□、譲渡人、羽曳野市、□□□□□□、分譲住宅3戸への転用届出であります。令和2年1月16日、担当委員の木下委員に連絡いたしまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、南今里町□□□番、□□□番1、□□□番2、□□□番1、地目はいずれも(田)、面積は合計で3,413㎡、譲受人、奈良市、□□□□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□□□□□、露天資材置場への転用届出であります。令和2年1月25日に地区担当の今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件については2件の届出でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですのでこれで報告第1号を終わります。確認委員の木下委員さん本日お休みですが、大変お忙しい中ご確認頂きましてありがとうございました。

次に入ります。議第4号その他4番の専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号その他4番の専決処分の報告について、報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、届出地、大字磯野□□□番1(田)□□□㎡の内100㎡、願い出人、旭北町、□□□□、届出地所有者、磯野町、□□□□、下水道工事の車両搬入場としての使用で期間は、令和2年1月8日から令和2年5月15日の約4ヶ月です。

以上、農地一時転用願いにつきましては1件の通知でございます。

議 長 報告第2号、農地一時転用願いの件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

ないようでしたら、委員の皆様方におかれましては、大変ご苦勞様でした。これで2月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今 村 平治郎

署名委員 鵜 山 久 雄

署名委員 小 川 隆 興